

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 令和5年度第8回<br>札幌市環境影響評価審議会 | 資料1-2 |
| 令和6年3月19日                |       |

# (案)

令和6年(2024年) 月 日

札幌市長 秋元克広様

札幌市環境影響評価審議会  
会長 坪田敏男

西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築事業計画段階環境配慮書について（答申）

令和6年2月14日付け札環対第51003号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり結論を得たので答申する。

## 記

本事業は、札幌市手稲区手稲山口地区の一部を事業実施想定区域として、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく下水汚泥処理施設である札幌市西部スラッジセンターの3～5系焼却施設を同一敷地内において改築するものである。

事業計画の更なる検討に当たっては、次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。また、検討結果を方法書以降の手続に反映させること。

## 1 総論

本事業実施想定区域の周辺には、環境の保全についての配慮が必要な住居等が存在することから、改築後の焼却の稼働に伴う環境への影響が極力回避又は低減されるよう、煙突の高さや計画建築物の構造等について十分考慮の上、適切な絞り込みを行うこと。

## 2 各論

### (1) 大気環境（悪臭）について

悪臭について調査、予測及び評価するに当たっては、実測定により現在稼働中の施設の気体排出口（煙突）における臭気排出強度を算出する等、現況と比較しながら適切に対応すること。

### (2) 温室効果ガスについて

工事の実施段階における温室効果ガスの影響について環境影響評価項目への選定を検討すること。